

変更の理由及び今回の調整の考え方

- 1．従来の算定方式は、所要の安全率を付加することのみが定められており、十分な積立金があっても、減額はできない仕組みとされてきた。
- 2．しかしながら、近年、農作物被害が低水準であり、多くの共済団体に積立金が蓄積されていることから、農家負担、国庫負担の軽減を図る観点から、共済掛金の引下げも可能となるよう見直すこととする。

共済掛金の引下げ措置

- 近年、農作物被害が低水準であることから、多くの共済団体に積立金が蓄積されており、毎年無事戻しが行われている。
- 無事戻しの場合、共済掛金は変わらないため、国庫負担(共済掛金の $1/2$ を負担)は軽減されない。
そこで、共済掛金の引下げにより、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図ることとする。
- 共済団体の保有する積立金の水準は、団体ごとに様々であることから、それぞれの積立水準に応じて引下げを行うこととする。

共済団体分の共済掛金の引下げ措置(案)

積立金の水準	引下げ幅
法定水準の2倍以上	$1/2$ カット
法定水準の <u>1.5</u> ～2倍	$1/3$ カット
法定水準の <u>1.25</u> ～ 1.5 倍	<u>$1/5$カット</u>
法定水準の <u>1.25</u> 倍未満	カットは行わない

上記のほか、法定水準を割り込んでいる場合は、安全率を付加する。